

明治小学校校下(広教・靱・明治連合)子ども会
明治少年少女ソフトボールクラブ規約

平成16年11月7日制定
平成20年3月10日改定
平成23年4月10日改定

1、総則

- 名称 明治小学校校下(広教・靱・明治連合)子ども会 明治少年少女ソフトボールクラブ
(略称)明治小子ども会ソフトボール部
- 目的 ソフトボールを主に、スポーツを楽しむとともに、地域での交流を目的とする。
体力の向上をはかり、児童相互の友好と健全な成長を目的とする。
- 活動 明治小学校の校庭を使用し、ソフトボール・その他のソフトボールのトレーニングを行う。
- 対象 明治小学校在学中の3・4・5・6年児童および明治小学校校下3連合(広教・靱・明治)地域
に居住する小学生の3・4・5・6年児童を対象とする。
- 資格 保護者の承認により、入部申込書提出および会費の納入によって部員資格を得られる。

2、代表者および指導者

本クラブの代表者は明治校下子ども会代表または理事があたり、子ども会の承認を得た指導者
(監督・部長・コーチ)および明治小校下3連合(広教・靱・明治)の地域住民が協力して指導する。

3、会計

本クラブの活動に要する費用は、原則として子ども会負担とし、その他寄付金や補助金でそれに
あてる。ただし、年会費3,000円を徴収し、スポーツ傷害保険代等に充てる。

4、損害賠償責任

活動中に発生した傷害ならびにあらゆる事故について、子ども会・地域指導者は責任を負わな
い。但し、入部後、スポーツ傷害保険に加入するので保険会社契約範囲の補償はある。

5、活動内容

- 練習日 毎週土・日曜日を基本とし、その他指導者が別に定めた日に練習をおこなう。
- 練習場所 主として明治小学校校庭、雨天の場合は体育館を基本とする。
- 練習時間 土曜日 14:00～17:00 日曜日 9:00～12:00(試合についてはその要項による)
- 参加行事 子ども会ソフトボール大会 小体連ソフトボール交歓会 スポーツ交歓会
四ツ橋ライオンズクラブ杯・ソフトボール大会の部 等

6、承諾事項 以下の事項を承諾の上、入部してください。

本クラブのあらゆる活動中における傷害並びにその他一切の事故については応急的な処置はいた
しますが、その後の責任は負いません。(但し、スポーツ傷害保険には加入しますので、その範囲での
補償はあります。)

児童の健康状態については保護者が責任をもち、健康上問題のある場合は、入部前に必ず監督に
ご相談ください。また、入部後の練習への参加についても健康上問題のある場合は保護者の責任にお
いて欠席・休部等させてください。

活動の妨害や他の児童への迷惑行為など、本クラブの活動趣旨に合わない場合は休部または退部
していただきます。

明治小学校運動場をはじめ、活動する会場・施設等で不正に使用し、損害を与えた場合は弁償して
いただきます。

他施設での試合が行われる場合、保護者の方に引率・昼食準備の補助をお願いすることがありま
す。ご都合のつく場合はご協力ください。